

頼んだ覚えのない健康食品  
受け取るとトラブルに

毎日暑い日が続きますね。身体もぐったり、気分もぐったり。そんなとき、「これを飲んだら、元気になりますよ」「今ならお安くお送りします」なんて、甘い言葉を聞くとついつい買ってみようかなと思いがちですね。まずは、「お試し」と低価格に誘われてしまうと、その後、大変なトラブルに巻き込まれることがあります。それから、頼んだ覚えがないのに送られてくる健康食品。これもくせ者です。「あれ？」と思いつつも受け取ってしまうと、これもトラブルの入り口です。

▼電話で健康食品のサンプルの購入を勧誘され、540円だったので送ってもらった。受け取ったその日に電話がかかり「半年飲まないとも効がない」と言われた。1か月38,000円と高額なので支払えないと断ったが、分割払いを勧められ、結局2か月分を3回払いで購入する契約をした。家族に反対されたが、解約できるか。(60代 女性)

▼「注文のあった健康食品を代金引換で送る」と電話があった。「注文した覚えはない」と伝えると「確かに注文している。支払わないと訴える」と脅され、翌日商品が届き代金を支払ってしまった。(70代 女性)

▼高齢者宅に健康食品が届いていて代金を代引きで支払っているようだ。88歳の一人暮らしの方で、申し込んだかどうかは覚えがないという。ご自身での受け取り拒否などの対応が難しいと思われるがどうしたらよいか(40代 介護職員)

電話で勧誘された場合、興味がなければきっぱり断りましょう。話を長く聞くと販売業者のペースにのせられてしまうことがあります。はっきりお断りをして電話を切ってしまいましょう。

また、商品が届いてしまった場合は、まずは受け取り拒否をし、消費生活相談窓口へ解約や取消のための相談をしましょう。

あなたの身近に高齢者の方はいらっしゃいませんか。ご自身だけでは防ぎきれないトラブルもあります。あなたの見守り、気づきが消費トラブルの未然防止、拡大防止に役立ちます。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。電話０５８－２７７－１００３です。

（開設時間：平日８：３０～１７：００）

土曜日は電話相談（９：００～１７：００）のみ受付

消費者ホットライン １８８（いやや）

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ ０５７０－０６４－３７０も引き続きお使いいただけます。

H 2 7 . 8 . 2 7 岐 阜 新 聞